

宮古島市骨髄等移植ドナー助成制度のご案内

骨髄または末梢血管細胞（以下、骨髄等という）の移植の推進及びドナー登録の増加を図るため、骨髄ドナーとなった方に対し、経済的負担軽減を目的とした助成金を交付します。（令和6年4月1日開始）

対象者

公益財団法人日本骨髄バンク（以下「骨髄バンク」という。）が実施する「骨髄バンク事業」により、骨髄等の提供を完了した方で、次の1から5のすべてに該当する方

1. 骨髄等の提供を完了した日に、市内に住所を有する方
2. ドナー休暇制度を設けている企業、団体に属していない方
3. 他の法令等により、助成金に相当する補助金等の交付を受けていない方
4. 市税等を滞納していない方
5. 暴力団関係者ではない方

助成内容

骨髄等の提供に際して、次の1から4に該当する日数について1日あたり2万円の助成金を交付します。（上限7日間、最大14万円）

1. 健康診断のための通院
2. 自己血貯血のための通院
3. 骨髄等の採取のための入院
4. その他骨髄等の提供に関し、骨髄バンクが必要と認める通院、入院及び面接

申請方法

申請書①に下記の書類②～⑤を添えて、下記の申請先に郵送または持参により申請してください。

- ①宮古島市骨髄等移植ドナー助成金交付申請書兼請求書（様式第1号）
- ②骨髄バンクが発行する骨髄等提供の証明書
- ③本人確認用書類の写し
- ④通帳の写し（金融機関名、支店名、口座番号及び口座名義の分かるもの）
- ⑤印鑑（認印可）

申請期限

骨髄等の提供が完了した日から1年以内



申請・問い合わせ先

〒906 - 8501 宮古島市平良字西里1140番地 宮古島市 健康増進課 医療予防支援係
TEL:0980 - 73 - 1978 FAX:0980 - 73 - 1984